

現行犯給法、あすの会案及び内閣府検討会とりまとめの論点整理

あすの会の被害者調査で判明している主要な問題点

- 1 「重傷病給付金」では救われない被害者が多い。3割の被害者が1年を超える治療  
 なお、過去の被害でも、今現在も医療費やカウンセリング費用で苦しんでいる人がいる。
- 2 「親族間の犯罪」という理由だけで不支給・一部減額され困窮する被害者遺族が多い
- 3 給付金額が十分でなく、特に若年の被害者で遺児がいる家庭は困窮に陥るケースが多い  
 →結局、不本意ながら生活保護に頼らざるを得ない被害者多く、被害者の尊厳・自立を損ない、国民感情、財政負担の観点、労災被災者・交通事故被害者との権衡から不合理な制度に。  
 (不慮の事件事故の被害者補償のスタンダードである労災・自賠責と顕著な差)。

論点	現行犯給法	あすの会案	内閣府とりまとめ
重傷病給付金  (参考) ・犯罪被害給付金 516人に12億(H25) うち重傷病給付金 228人に平均23万、総額5200万(H25)。 ・受刑者の医療費10億(H18)期間も上限もなし) ・労災では現物給付。リハビリ・介護・付添費も対象	重傷病給付金 (1)1年以内、120万上限 (2)被害者がまず病院に支払い、後で給付金受ける (3)リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用が対象外(医療保険の対象となるカウンセリングは対象)	(1)期間と上限の撤廃 (2)「犯罪被害者証」を発行し、現物給付 (3)リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用(被害者の家族も含む)を対象に加える。 特に介護費用が高額で、また、子ども・性犯罪被害者のPTSDのカウンセリングの必要性も高い	・重傷病給付金制度の見直しについては採用せず一見直すべきとの意見あったが取り上げられず ・カウンセリングについては「カウンセリング給付金(仮称)を新設するなど法制度として整備することが必要」と提言。 具体案を警察庁で検討することとされた
親族間の犯罪	不支給・一部減額が原則。規則で規定	原則とはせず、社会通念上妥当でない場合にのみ制限	DV以外にも特例を認めるべきとの提言
給付金額が十分でない一遺族給付金の平均540万円(H25) (参考)自賠責ではひき逃げ・無保険車の事故では国が加害者に代わり賠償。死亡事案であれば、年齢に関わらず、概ね全員3000万支給。	・平成20年改正で最高支給額3000万円に引き上げたというが、若年の被害者で遺児がいる事案では低額。3000万円支給はごく一部 ・一時金のみ。	・若年の被害者で遺児がいるなど困窮している家族に手厚い給付金に改める ・年金方式も検討	採用せず一見直すべきとの意見あったが取り上げられず